

高齢者の医療・介護の自己負担増の具体案

政府の経済財政諮問会議では、「経済財政運営と改革の基本方針2026」(骨太の方針)の閣議決定に向けて、「強い経済を作るための社会保障改革」を巡って議論が行われています。

経団連会長ら民間議員4氏は、「給付と負担の一体的な改革」として、「年齢によらない真に公平な応能負担を実現する医療費窓口負担の見直し」や「介護の利用者負担の見直し」などについて、今年度中に「改革の具体化」と「工程の明確化」を図り、順次実施すべきと提案しています。

財務省は70～74歳の3割負担化を主張

財務省は財政制度等審議会(財務相の諮問機関)の分科会で、70歳以上の医療費窓口負担について、「3割負担化の実現に向けた制度改革の工程表を作成すべき」と提起しました。

その際、70～74歳の方の3割負担化に「特に優先的に取り組むべき」と主張。その上で、75歳以上の方についても、現行の「現役並み=3割負担」の判定基準を「ゼロベースで見直す」としています。

厚生労働省は社会保障審議会に具体案を示す

他方で、厚生労働省は2025年12月、社会保障審議会に、

- ①3割負担や2割負担の判定基準(課税所得・世帯収入)を引き下げ、対象者を拡大する
(注:窓口負担割合や保険料の判定要件に金融所得(上場株式の配当等)を反映させる
改定健康保険法は5月29日、参議院本会議で可決、成立した)
- ②負担割合の年齢区分(70～74歳、75歳以上)を見直し、70～74歳は原則3割、
75歳以上を原則2割に引き上げる
- ③負担割合に新たに1・5割や2・5割を設定し細分化する
——など、従来の仕組みを構造的に変えることになる具体案を示しています。

現状、3割負担となる75歳以上の方の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代からの「後期高齢者支援金」が負担しています。そのため、「現役並み＝3割負担」の対象が増えることになれば、かえって現役世代の負担が増えるという構造的な問題があります。

【参考】

◇70歳以上の方の医療費窓口負担割合は、70歳から74歳は原則2割、75歳以上は原則1割で、70歳以上で「現役並み所得」に該当する場合は3割、75歳以上で「一定所得以上」に該当する場合は2割の負担となっています。

・加入者に占める「現役並み所得」の割合は、70～74歳で約11%、約100万人。75歳以上では約7%、約142万人です。また、「一定所得以上」の割合は約20%、約388万人です。

◇75歳以上の医療費窓口負担割合が1割・は2割の方の医療費財源は、①患者窓口負担、②75歳以上の方の保険料、③「後期高齢者支援金」、④国・地方自治体による公費負担で構成されます。ただし、3割負担となる75歳以上の方の財源には、④の公費負担がなく、③の「後期高齢者支援金」などがその分を賄っています。

70歳以上の所得区分ごとの窓口負担割合・高額療養費、区分ごとの加入者数等

70歳以上は、窓口負担割合が低く設定されており、また、高額療養費制度において外来特例があるなど、70歳未満の者との間で取扱いの違いがある。

所得区分	窓口負担割合		高額療養費制度における自己負担限度額 (月額・世帯ごと)		加入者数・割合	
	70～74歳	75歳～	外来特例 (月額・個人ごと)		70～74歳	75歳～
現役並み 単身：年収約383万円～ 複数：年収約520万円～	3割	3割	-	収入に応じて 80,100～252,600円+ (医療費-267,000～842,000円)× 1% <多数回該当：44,400～140,100円>	約100万人 (約11%)	約142万人 (約7%)
一般Ⅱ 単身：年収約200万円～ 約383万円 複数：年収約320万円～ 約520万円	2割	2割	18,000円 (年14.4万円)	57,600円 <多数回該当：44,400円>	約520万人 (約60%)	約388万人 (約20%)
一般Ⅰ 単身：年収～約200万円 複数：年収～約320万円		1割				
低所得Ⅱ 世帯全員が住民税非課税 (年収約80万円～)	2割	1割	8,000円	24,600円	約190万人 (約22%)	約505万人 (約26%)
低所得Ⅰ 世帯全員が住民税非課税 (年収～約80万円)	2割	1割	8,000円	15,000円	約70万人 (約8%)	約306万人 (約16%)

(出典) 75歳～の加入者数は「令和5年度後期高齢者医療事業年報」(令和5年度平均)(障害認定の後期高齢者を含む)、70～74歳の加入者数は「医療保険に関する基礎資料」(令和4年度)(障害認定の後期高齢者は含まない)

※70～74歳は一般Ⅱと一般Ⅰの区別は無い

14

社会保障審議会医療保険部会(2025年12月4日)資料より

介護保険の利用料2割負担の対象拡大

また、介護保険の利用料2割負担の対象拡大については、昨年末の財務・厚労大臣の「大臣折衝事項」に「2027年度の前までに、結論を得る」ことが明記されています。

財務省は「2割負担の範囲拡大」を主張し、厚労省は2割負担となる年収基準額の引き下げなどを提案しています。

【参考】

◇利用料負担は、「現役並み所得者」は3割、「一定以上所得者」は2割、それ以外は1割となっています。利用者に占める割合は、3割負担は3.9%、2割負担は4.3%です。1割負担は91.8%です（2025年12月4日、社会保障審議会医療保険部会資料より）。

高齢者に対する医療と介護の両方の負担増

社会保障審議会の議論では、75歳以上の方3割近く、とりわけ今後急増する85歳以上の方は6割近くが医療と介護の両方のサービスを利用していることが指摘されています。高齢者に対する医療と介護の両方の負担増によってどのような影響が生じるのか、医療保険制度だけでなく、介護保険制度や税制など他の制度も考慮した上で、総合的に議論を行うべきです。

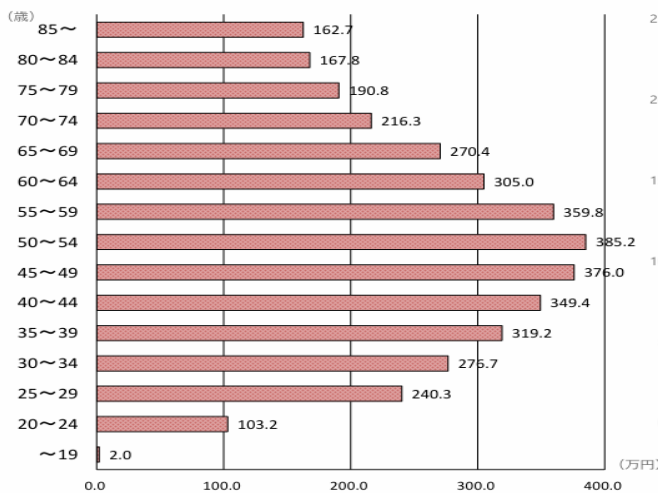
今後の議論の結果、70歳以上の方の医療費窓口負担が引き上げられた場合、最も懸念されるのは、経済的な負担増を理由に、本来医療を必要とする方が受診しなくなる「受診控え」が起ることです。

とりわけ75歳以上の方は収入が固定的で、収入200万円未満の方が7割弱を占めるという状況です。また、多病性や受診頻度の高さなど高齢者固有の事情があります。結果として健康状態の悪化が深刻な問題となり得る懸念があります。

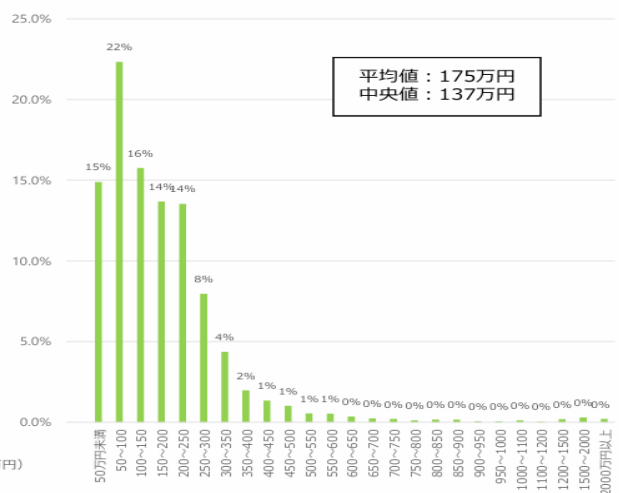
高齢者の収入の状況（2021年）

- 平均収入は、50～54歳を頂点に、年齢を重ねるにつれて低下。
- 75歳以上個人の収入は、50%以上が150万円未満の階層に分布している。

<年齢階層別の平均収入>



<75歳以上個人の収入額の分布>



【出典】2022年（令和4年）国民生活基礎調査（抽出調査）
※「収入」は、給与収入、年金等については給与所得控除、公的年金等控除を適用する前の金額。（事業収入等に係る仕入原価や必要経費は差し引いている）

社会保障審議会医療保険部会（2025年11月13日）資料より

（文責：医療動向モニタリング小委員会委員 寺尾正之）